

○杉並区工事発注案件における最低制限価格等の算定基準

杉並区工事発注案件における最低制限価格等の算定基準

平成21年6月16日

杉並第12753号

改正	平成24年3月23日杉並第65053号	平成26年1月28日杉並第56022号
	平成28年2月12日杉並第56909号	平成29年3月31日杉並第70149号
	平成30年3月30日杉並第66288号	平成31年3月15日杉並第63235号
	令和5年9月29日杉並第35109号	

(目的)

第1条 この基準は、工事発注案件において、契約内容に適合した履行及び工事品質の確保を価格面から担保するため、杉並区競争入札実施要綱（平成14年4月1日杉政経発第137号）第5条に規定する低入札調査基準価格及び最低制限価格（以下「最低制限価格等」という。）並びに杉並区低入札価格に関する調査規程（平成12年杉並区訓令甲第50号）第3条第2項に規定する失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）の設定における方針を定めることを目的とする。

(基準額の算定方法)

第2条 最低制限価格等の基準額は、予定価格の積算内訳書における次に掲げる経費について、次項の算定式により算出する。ただし、建築工事（建築設備工事を含む。）にあつては、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1を乗じて得た額とする。以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、直接工事費から現場管理費相当額を減じて得た額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費
- (2) 共通仮設費
- (3) 現場管理費
- (4) 一般管理費
- (5) ガス工事費
- (6) 発生材費等売却費

2 最低制限価格等の基準額の算定式は、次のとおりとする。

基準額＝（直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68＋ガス工事費＋発生材費等売却費）＋消費税及び地方消費税相当額

3 最低制限価格等の基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前2項の規定により算出した基準額（以下「算出基準額」という。）が予定価格の100分の75を下回る場合 予定価格の100分の75に相当する額
- (2) 算出基準額が予定価格の100分の92から100分の75までの範囲の場合 算出基準額に相当する額
- (3) 算出基準額が予定価格の100分の92を上回る場合 予定価格の100分の92に相当する額

(失格基準価格の算定方法)

第3条 前条第1項の規定は、失格基準価格の算定について準用する。この場合において、同条第1項中「次項」とあるのは、「第3条第2項」と読み替える。

2 失格基準価格の基準額の算定式は、次のとおりとする。

基準額＝（直接工事費×0.85＋共通仮設費×0.80＋現場管理費×0.70＋一般管理費×0.40＋ガス工事費＋発生材費等売却費）＋消費税及び地方消費税相当額

3 前2項の規定により算出した失格基準価格の基準額が前条の規定により算出した最低制限価格等を上回る場合は、予定価格の100分の92から100分の75までの範囲内において最低制限価格等を下回る額を失格基準価格として定める。

(特例)

第4条 杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）第2条第2項に定める契約担当者は、昇降機設備工事のほか前2条の規定により算出することが適当でない判断した場合は、次により定めることができる。

（1） 最低制限価格等は、予定価格の100分の92から100分の75までの範囲内において適当な額

（2） 失格基準価格は、予定価格の100分の92から100分の75までの範囲内において最低制限価格等を下回る額

（委任）

第5条 この基準に定めるもののほか、この基準の運用に際し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この基準は平成21年6月17日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成24年3月23日杉並第65053号）

この基準は平成24年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成26年1月28日杉並第56022号）

この基準は平成26年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成28年2月12日杉並第56909号）

この基準は平成28年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成29年3月31日杉並第70149号）

この基準は、平成29年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成30年3月30日杉並第66288号）

この基準は、平成30年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成31年3月15日杉並第63235号）

この基準は、平成31年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（令和5年9月29日杉並第35109号）

1 この基準は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この基準は、施行日以後に行う発注公告及び指名案件から適用し、施行日以前に行った発注公告及び指名案件については、なお従前の例による。